

函館市大船地区水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針

北海道水資源の保全に関する条例（平成 24 年北海道条例第 9 号。以下「条例」という。）第 17 条第 4 項の規定に基づき、函館市大船地区水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針を次のとおり定める。

1 指定の区域

名称	指定の区域
函館市大船地区水資源保全地域	函館市大船町 279 番地 1、280 番地 1 から 4 まで、300 番地、314 番地、315 番地、324 番地 1、374 番地 4、374 番地 14、381 番地 1 から 2 まで、382 番地 1 から 7 まで、382 番地 9 から 22 まで、383 番地 1 から 21 まで、384 番地 1 から 12 まで、385 番地 2 から 3 まで、387 番地 1 から 12 まで、388 番地 1 から 68 まで、388 番地 70 から 82 まで、388 番地 85 から 98 まで、389 番地、390 番地 1 から 18 まで、391 番地、392 番地 1、393 番地 3 から 5 まで、394 番地 1、397 番地 1 から 3 まで、397 番地 5、398 番地、399 番地 1 から 2 まで、400 番地 1 から 2 まで、401 番地 1 から 2 まで、402 番地 1 から 2 まで、403 番地 1 から 2 まで、404 番地 1 から 2 まで、405 番地、407 番地 1、408 番地 1、409 番地 1 から 2 まで、410 番地 1 から 2 まで、411 番地 1 から 4 まで、412 番地 1 から 5 まで、413 番地 1、415 番地 2 から 9 まで、417 番地、418 番地、419 番地、420 番地 1、420 番地 3、421 番地 1 から 4 まで、422 番地 1、422 番地 3 から 4 まで、423 番地 1 から 2 まで、423 番地 5、424 番地 1、425 番地 1、426 番地 2 から 6 まで、427 番地 1、428 番地 1、429 番地 1 から 2 まで、430 番地 1 から 5 まで、431 番地 1 から 3 まで、432 番地 2、433 番地 1 から 3 まで、434 番地 1 から 2 まで、434 番地 7、435 番地 1 から 4 まで、436 番地 1、437 番地 1、439 番地、440 番地 1、441 番地 1、442 番地 1 から 2 まで、443 番地 1 から 2 まで、444 番地、445 番地、446 番地 1、447 番地 1 から 4 まで、448 番地 1、449 番地 1 から 2 まで、450 番地、451 番地、452 番地 1 から 4 まで、454 番地、455 番地 1 から 3 まで、457 番地 1 から 4 まで、458 番地 1 から 2 まで、459 番地 1 から 5 まで、461 番地 2、461 番地 5、473 番地 1、473 番地 5、474 番地 1 から 3 まで、475 番地、476 番地 1 から 4 まで、477 番地 1 から 2 まで、478 番地 1 から 2 まで、479 番地 1 から 2 まで、480 番地 1 から 4 まで、481 番地 1 から 2 まで、482 番地 1 から 2 まで、483 番地 1 から 2 まで、698 番地、699 番地、700 番地、707 番地、708 番地、709 番地、709 番地 2、710 番地、711 番地、712 番地、713 番地、714 番地、715 番地 1 から 3 まで、716 番地、717 番地 1 から 3 まで、718 番地 1 から 3 まで、719 番地、720 番地 1 から 5 まで、721 番地 1 から 3 まで、722 番地、723 番地 1 から 4 まで、724 番地、725 番地 1 から 3 まで、726 番地 1 から 3 まで、727 番地 2、728 番地 1 から 5 まで、729 番地 1 から 4 まで、730 番地、731 番地 1 から 55 まで、732 番地、733 番地 1 から 3 まで、734 番地、734 番地 1、735 番地、736 番地、737 番地、738 番地、739 番地、740 番地 1 から 20 まで、742 番地、744 番地、745 番地、746 番地、747 番地、748 番地、749 番地 1 から 2 まで、750 番地、751 番地、752 番地、753 番地、754 番地、755 番地、756 番地、757 番地、758 番地 1 から 19 まで、759 番地、760 番地、762 番地、763 番地、764 番地、765 番地、766 番地、767 番地、768 番地、769 番地、770 番地、771 番地、772 番地、773 番地 1、773 番地 3、774 番地、775 番地 1 から 2 まで、776 番地 1 から 4 まで、777 番地 1 から 3 まで、778 番地 1 から 3 まで、779 番地 1 から 2 まで、780 番地 1 から 3 まで、781 番地 1 から 2 まで、782 番地 1 から 3 まで、783 番地 1 から 3 まで、784 番地、785 番地、787 番地 1 から 2 まで、790 番地 1 から 5 まで、791 番地 1、791 番地 3、792 番地 1 から 3 まで、793 番

	<p>地、843番地1、844番地1から3まで、844番地5、846番地、          双見町4番地1、247番地5、252番地1から2まで、253番地1から2まで、          254番地、255番地、256番地、257番地、258番地、259番地1から3まで、260          番地1、260番地3から6まで、260番地11から13まで、261番地1から3ま          で、262番地、263番地1から3まで、264番地、265番地、266番地、266番地          2から4まで、267番地、268番地1から5まで、269番地1から3まで、270番          地1から6まで、271番地1から5まで、272番地1から5まで、273番地1か          ら3まで、274番地、275番地、276番地、277番地1から3まで、277番地5、          277番地12から24まで、278番地1から3まで、279番地、280番地、281番          地1から3まで、282番地、283番地、284番地、285番地、286番地、287番地          2、288番地、288番地2、289番地、289番地2、290番地、291番地、292番地、          293番地、294番地、295番地、296番地、297番地、304番地、310番地、311番          地1から2まで、312番地、          道有林渡島東部管理区内15林班06小班、15林班08小班、15林班51小班から          52小班まで、15林班56小班、15林班58小班から64小班まで、15林班66小          班          ※函館市大船地区水資源保全地域区域図に示すとおり</p>
--	---

## 2 地域別指針

### (1) 指定の区域に関する基本的事項

対象区域	<p>当該区域は、地表水及び地下水から原水を取り入れていることから、函館市上水道（大船地区）の水源である角張川水系角張川及び無名川から地表水を取り入れる取水施設が設置されている2地点に対する集水区域の全部及び地下水を取り入れる取水施設が設置されている地点から一定距離の区域とした。</p>
面積	4, 415, 237 m <sup>2</sup>
区域設定の考え方	<p>地表水を取り入れる2地点からの集水区域の全部及び地下水の取水地点から半径1kmの範囲を基本とし、地番及び林班単位の区域で国有地及び市街地を形成している区域を除き水資源保全地域とした。</p>
対象区域の状況	<p>対象区域は、国土利用計画法に基づく北海道土地利用基本計画において森林地域に区分されているほか、森林法に基づく函館市森林整備計画において水源涵養林（水資源保全ゾーン）及び山地災害防止林に指定される森林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林が所在し、また、急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域大船2及び大船3が所在する区域である。</p> <p>さらに、函館市上水道（大船地区）の取水施設（給水人口：791人、給水量：973m<sup>3</sup>/日）の周辺区域であることから、水量や水質への悪影響がないよう、適正な土地利用の確保を図る必要がある。</p>

## (2) 指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項

水資源保全地域は、水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認められる区域であり、その土地利用については、現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、本道の豊かな水資源がもたらす恩恵を現在と将来の世代が享受できるよう、その保全を図る必要があることから、函館市大船地区水資源保全地域内の土地所有者等は、別表に掲げる法令をはじめとした土地利用に関する法令に基づき必要な手続等を行うとともに、次の事項に配慮し土地利用を行うものとする。

ア 水資源の確保や水質への影響が懸念されるような取水行為や開発行為など水資源の保全に支障を来すおそれのある土地利用は、極力避けるよう努めること。

イ 水源の涵養に大きな役割を果たしている森林の適切な整備及び保全を行うなど、水資源の保全のために必要な措置を講ずるよう努めること。

ウ 周辺の自然環境や土地利用状況等と調和した土地利用を行うよう努めること。

### 別表

要件	必要な手続等		根拠法令等
土地取引行為を行う場合	事前届出	土地に関する権利を有している者は、契約の3月前に、その旨知事に届け出ること。	北海道水資源の保全に関する条例
一定面積以上の土地取引行為を行う場合	事後届出	10,000㎡以上の土地の場合、土地取得者(買主等)は、契約締結後の2週間以内に、函館市を經由して知事に届け出ること。	国土利用計画法
新たに民有林の土地の所有者となった場合	事後届出	新たに民有林の土地の所有者となった場合は、所有者となった日から90日以内に、函館市長に届け出ること(国土利用計画法による届出をした場合は、届出不要)。	森林法
農地又は採草放牧地を売買又は貸借等をする場合	許可	農地又は採草放牧地を売買又は貸借等をする場合は、売主(貸主等)と買主(借主等)が連署で函館市農業委員会に申請を行い、許可を受けること。	農地法
農地を転用等する場合	許可	農地を転用する場合及び農地又は採草放牧地を転用するため所有権、賃借権等の権利を設定又は移転する場合は、知事の許可を受けること。	農地法

要件	必要な手続等		根拠法令等
国内非居住者が不動産を取得する場合	事後届出	国内に居住していない者が不動産を取得する場合は、居住の用に供するためのものなどを除き、20日以内に財務大臣に届け出ること。	外国為替及び外国貿易法
土地利用を行う場合	北海道土地利用基本計画に沿った土地利用を行うこと。	北海道土地利用基本計画の土地利用基本計画図により地域設定された「森林地域」は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興または森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域であり、土地利用については、必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるようその整備及び保全するなど、同計画に基づいた土地利用を行うこと。	国土利用計画法
建築物や特定工作物の建築等のために行う土地の区画形質の変更を行う場合	許可	都市計画区域外であることから、1ha以上の建築物や特定工作物の建築等のために行う土地の区画形質の変更を行う場合、函館市長の許可（開発許可）を受けること。	都市計画法
開発許可を受けた土地において、予定建築物以外の建築物等の新築等、建築物の改築、用途を変更する場合	許可	開発許可を受けた土地において、予定建築物以外の建築物等の新築等、建築物の改築、用途を変更する場合、函館市長の許可（建築等の制限解除）を受けること。用途地域等が定められているときは不要。	都市計画法
森林の施業等を行う場合	市町村森林整備計画に沿った森林施業等を行うこと。	森林施業及び保護を行う場合は、函館市森林整備計画において、水源涵養林（水資源保全ゾーン）、山地災害防止林にゾーニングされていることから、市町村森林整備計画におけるゾーニングに即した施業等に努めること。	森林法
民有林の立木の伐採等を行う場合	事前届出等	民有林の立木を伐採しようとする場合は、伐採を始める90日から30日前までに、伐採及び伐採後の造林の方法等を函館市長に届け出ること。また、届出に基づき伐採及び造林が完了した日からそれぞれ30日以内に函館市長に森林の状況報告書を提出すること。	森林法
森林経営計画の対象となる森林について、計画に定められている立木の伐採等を行う場合	事後届出（計画は事前に記載）	一定の要件を満たすものとして函館市長等の認定を受けた森林経営計画の対象となる森林について、当該計画に定められている立木の伐採等をした場合は、終了後30日以内に、函館市長等に届け出ること。	森林法
保安林の立木の伐採等を行う場合	許可等	土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林に指定された区域があることから、保安林の立木の伐採等を行う場合は、知事の許可等を受けること。	森林法

要件	必要な手続等		根拠法令等
一定規模を超える森林の開発行為を行う場合	許可	地域森林計画の対象となっている民有林において1ha(太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ha)を超えて開発(土地の形質を変更する行為)する場合は、知事の許可を受けること。	森林法
一定の規模以上の土地の形質の変更を行う場合	事前届出	3,000㎡以上(現に有害物質使用特定施設を設置している土地にあつては900㎡以上)の土地の形質を変える行為を行う場合は、着手予定日の30日前までに、函館市長に届け出ること。	土壌汚染対策法
特定の開発行為を行う場合	許可	1ha以上の1団の土地について行われるスキー場・キャンプ場・乗馬場・射撃場・アーチェリー場・車両競争場の建設、これらの施設を2以上有する施設の建設、資材置場又は工場用地の造成、土石の採取を行う場合は、知事の許可を受けること。	北海道自然環境等保全条例
専用水道の設置等を行う場合	事前確認	100人を超える者に水を供給する、又は一日最大給水量が20立方メートルを超える自家用水道等を設置する場合は、工事着手前に函館市長の確認を受けること。	水道法
専用水道の設置等を行う場合	事後届出	既にある水道施設について、居住者の増加に伴い、水の供給が100人を超える場合は、函館市長に届け出ること。	水道法
自家用工業用水道の布設を行う場合	事後届出	給水量が一日当たり5千立方メートル以上の自家用工業用水道を布設した場合は、給水開始後すぐに経済産業大臣に届け出ること。	工業用水道事業法
汚水又は廃液を排出する施設を設置する場合	事前届出	汚水又は廃液を排出する施設(特定施設)を設置する場合は、工事に着手する60日前までに函館市長に届け出ること。	水質汚濁防止法
廃棄物処理施設を設置する場合	許可	廃棄物処理施設を設置又は変更する場合は、函館市長の許可を受けること。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
廃棄物処理施設等を設置する場合	事前協議	廃棄物処理施設等を設置又は変更する場合は、函館市長と事前協議を行うこと。	函館市廃棄物処理施設設置等指導要綱
急傾斜地崩壊危険区域内で工作物の設置等を行う場合	許可	急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域があることから、区域内で水のしん透を助長する行為、工作物等の設置及び立木竹の伐採等を行う場合は、知事の許可を受けること。	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

要件	必要な手続等		根拠法令等
周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等を行う場合	事前届出 事前協議	周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等を行う場合は、着工の60日前までに北海道教育委員会に届け出ること。 また、事業地内に包蔵地がある、隣接する、所在する可能性がある場合、総工事面積が1ha以上の場合は、開発事業等の計画策定時に包蔵地の有無等を地元教育委員会に照会の上、必要に応じ北海道教育委員会に協議すること。	文化財保護法
特定工場を設置等する場合	事前届出	敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上の特定工場（製造業、電気・ガス・熱供給業者）を設置、変更等を行う場合は、工事等の開始の90日前までに、函館市長に届け出ること。	工場立地法
鉱物を採掘する場合	認可	鉱物資源の採掘を行う場合は、鉱業権の設定を受けた後、鉱業実施の基本計画となる施業案を定め北海道経済産業局長の認可を受けること。	鉱業法
鉱物を探査する場合	許可	地震探鉱法による鉱物の探査を行う場合は、北海道経済産業局長の許可を受けること。	鉱業法
砂利を採取する場合	認可	砂利の採取を行う場合は、採取を行う場所ごとに採取計画を定め、知事又は河川管理者の認可を受けること。	砂利採取法
岩石を採取する場合	認可	岩石の採取を行う場合は、採取を行う場所ごとに採取計画を定め、知事の認可を受けること。	採石法
河川の流水や敷地の利用を行う場合	許可、届出	河川の流水・土地の占用、土石等の採取、河川敷地内での工作物の新築等、土地の掘削・盛土、竹木の流送、汚物の洗浄、土石のたい積などを行う場合は河川管理者の許可を受けること。また、1日一定量以上の汚水を河川に排出する場合は、河川管理者に届け出ること。	河川法及び河川法施行条例並びに普通河川管理条例
温泉の採取等を行う場合	許可	温泉を湧出させる目的の土地の掘削、温泉の採取を行う場合は知事の許可、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場合は函館市長の許可を受けること。	温泉法
ホテル、旅館などの経営を行う場合	許可、届出	ホテルや旅館などの旅館業の経営を行う場合は、函館市長の許可を受けること。また、施設等の変更や廃止を行う場合は届け出ること。	旅館業法

要件	必要な手続等		根拠法令等
ゴルフ場の開発を行う場合	事前協議	ゴルフ場の開発については、知事に事前に協議すること。	ゴルフ場開発の規制に関する要綱
一定規模を超える建物等の建設を行う場合	事前届出	一定規模を超える建築物等の建築などを行う場合は、函館市長に事前に届け出ること。	函館市都市景観条例
屋外広告物を掲出する場合	許可	屋外広告物を掲出する場合は、函館市長の許可を受けること。	函館市屋外広告物条例

※本表は、根拠法令等の改正等があった場合は随時更新するものとする。